

平成 28 年度兵庫県指定文化財一覧表

種 類		名 称	員数	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
有形文化財	建造物	すみよしじんじや 住吉神社 東本殿 附 棟札 1 枚 嘉永二年の記のあるもの 中本殿 附 宮殿 1 棟 嘉永四年の記のあるもの 西本殿 附 棟札 1 枚 嘉永五歳の記のあるもの 拝殿 附 玉垣 全長 101.3m 石積基壇 明治三十三年建設 (門柱刻銘) 白鬚神社 附 棟札 1 枚 嘉永二二年の記のあるもの 手水舎 附 棟札 2 枚 文化五年の記のあるもの 天照皇大御神の記のあるもの	6 棟	加西市北条町北条字垣ノ内 1318 番	宗教法人 住吉神社
		えんぎようじ ま に でん 円教寺摩尼殿 附 棟札 1 枚 昭和八年の記のあるもの 附 図面48枚	1 棟	姫路市書写 2968 番地	宗教法人 圓教寺
	工芸品	きりからくさこう し もんようかた み がわり こ そで 桐唐草格子文様片身 替 小袖 附 桐紋唐松散らし蒔絵箱 1 台	1 領	三木市府内町 6 番 43 号	宗教法人 本長寺
		しょう こ 鉦 鼓	1 口	篠山市一印谷字池ノ下西坪 194 番地	一印谷自治会
	古文書	にしのみやじんじや ご しゃようにつき 西 宮 神社御社用日記	216 点	西宮市社家町 1 番 17 号	宗教法人 西宮神社
	考古資料	ほうおん じ あとほんどう き だんしゆつどがわら 報恩寺跡本堂基壇出土 瓦	87 点	明石市上ノ丸 2 丁目 13 番 1 号	明石市
天然記念物 史跡名勝	天然記念物	じょうしゅうきよく さや 状 褶 曲	16 m ²	南あわじ市沼島	国 (南あわじ市)

平成 28 年度兵庫県指定文化財概説

1 ^{すみよしじんじゃ}住吉神社

^{ひがしほんでん}東本殿・^{なかほんでん}中本殿・^{にしほんでん}西本殿・^{はいでん}拝殿・^{しらひげじんじゃ}白鬚神社・^{てみずしゃ}手水舎 6 棟（建造物） （加西市）

住吉神社は、加西市北条町の北西、酒見寺に隣接して立地する。名称は明治になって県社に列せられて定められたもので、それ以前は酒見大明神、酒見社などと呼ばれ、東に隣接する酒見寺と一体となって管理、運営されていた。

本殿は、桁行四間、梁間二間の規模で、切妻造銅板葺（元は檜皮葺）のものが東西に 3 棟並ぶ。建立年代は、棟札によって嘉永 2 年（1849）から 5 年（1852）で、3 棟の建立は少しずつ

れるが、一連の工事で順次建てられていったものと考えられる。拝殿は、中央部桁行三間、梁間四間の建物の両側に、桁行四間、梁間三間の建物を接続する。建立年代は、「吉野村歳当条目」（吉野町有文書）から、拝殿は文化 5 年（1808）に上棟したことが知られ、現在用いられている鬼瓦には「文化四年六月吉日」の刻銘がある。住吉神社の社殿群は、幕末に建てられ、近代に入ってさらに整備された建物が揃って残されている。とりわけ本殿は大規模な住吉造の建物が 3 棟も並び、古風な形式を伝えつつも、近世らしい彫刻の華やかな建物として貴重である。拝殿は、中世以来の重要な祭礼を担ったこの神社において、近世以来の村々に維持された祭礼を支える施設であり、その規模の大きさと珍しい形式が独特である。その他の建物は、これらと一体となって近世以来の境内の状況を伝えるものとして貴重である。



住吉神社全景

2 ^{えんぎょうじ ま に でん}円教寺摩尼殿 1 棟（建造物） （姫路市）

円教寺は、姫路市書写に存する天台宗の古刹で、大講堂や奥之院など、8 件 13 棟の重要文化財、4 件 8 棟の県指定文化財建造物等が建つ。

前摩尼殿は大正 10 年（1921）に火災で焼失、現摩尼殿は、昭和 8 年（1933）の再建である。設計は関西を中心に設計や建築教育に多大な功績を持つ武田五一、大工棟梁は尾張藩の大工棟梁の流れを継ぐ伊藤平左衛門である。本体は、桁行九間、梁間七間、一重、入母屋造、本瓦葺、懸造、東面に向唐破風造、本瓦葺の一間向拝を付した大規模なものである。



摩尼殿外観

現摩尼殿は前身建物の旧規を踏襲しつつも、過去の日本建築に対する近代的な学問的知識と、西洋近代の新しい造形の知識を踏まえて設計・施工された、独特の伝統的建築物である。近代の意図的な歴史主義に基づく創作活動として作られた寺院建築の一つとして、きわめて注目すべき遺構で、県内を代表する建物といえる。

きりからくさこう し もんようかたみがわり こ そで
3 桐唐草格子文様片身替小袖 1 領（工芸品） （三木市）

きりもんからまつち まきえばこ
附 桐紋唐松散らし蒔絵箱 1 合

本品は、左右で文様や配色を違えた片身替（四つ替）の意匠を特色とする桃山時代の小袖である。上前と背面の右身頃には萌葱と白の段に桐唐草文をあらわし、いっぽう下前と背面の左身頃には紅地の格子文をあらわす。現状では、左袖以外は本来の表面を裏返して仕立て直され、また裏地も欠失しており、当初の状態を伝えるものではないが、400 年余りを経た染織品としては保存状態もよい。

本長寺所蔵の「賀古氏系図」によれば、羽柴秀吉が三木城主別所長治を攻めた三木合戦（天正 6～8 年〈1578～1580〉）の後、秀吉は長治に忠義を尽くした家臣の加古弥七郎秀久に感賞し、自ら母衣を秀久に下賜するとともに大西の姓を授けたと伝える。本小袖は、その母衣に比定しうるものと考えられる。また、小袖を納めた桐紋唐松散らし蒔絵箱は、その形状から見て小袖を収納するために製作されたものではないが、高台寺蒔絵と呼ばれる蒔絵様式を示す桃山時代の箱であり、小袖とともに賜った可能性がある。羽柴秀吉下賜の伝来をもつ桃山時代の遺例として貴重である。



桐唐草格子文様片身替小袖

しょうこ
4 鉦鼓 1 口（工芸品） （篠山市）

篠山市一印谷地区阿弥陀堂の鉦鼓は、かつて念仏講と送り盆、雨乞いの際に用いられてきた。

鋳銅製。形状は上面がほぼ平らな円盤形を成し、側面は垂下して、底面の外周に丸みのある張り出しを設ける。撞座の外周には縁辺部とその内側に幅 0.5 cm ほどの圈帯を巡らす。側面の左右肩部には、本体をつり下げるための雲形状の吊り手一対を鋳出する。

側面に「南無阿弥陀仏」、底面の縁裏に「正和参□□七月□日」と陰刻された銘文から、正和 3 年（1314）に施入されたものであることがわかる。

兵庫県下において数少ない中世期の紀年銘を有する金工品であり、仏具の変遷を考える上で重要な資料である。



鉦鼓

にしのみやじんじゃ ご しゃように つき
5 西宮神社御社用日記 216点 (古文書)

(西宮市)

西宮神社御社用日記は、西宮神社、廣田神社の歴代神主らが記録した神社の公用日記である。

元禄7年(1694)から、西宮神社と廣田神社が近世以前より続く一体的な運営体制を解消した明治8年(1875)までを対象とする。

西宮神社特有の願人と呼ばれる勧進者に関する記述から、西宮神社が全国に勢力を拡大し、えびす信仰が普及した背景を知ることができる。

本日記は、江戸時代における神社の運営実態のみならず、所在する尼崎藩及び大坂町奉行所による神社支配の構造、年頭礼を介した江戸幕府との関係、西宮町を中心とする地域の情勢、全国的なえびす信仰の広まりなどを知ることができる貴重な史料である。



西宮神社御社用日記

ほうおんじあとおんどうきだんしゅつどがわら
6 報恩寺跡本堂基壇出土瓦 87点 (考古資料) (明石市)

報恩寺跡は、明石市大久保町西脇^{どりがたに}字鳥ヶ谷に所在する中世の寺院遺跡で、天正6年(1578)の羽柴秀吉の三木攻めによって焼亡したと伝わる。平成4年(1992)の発掘調査によって、桁行5間、^{けたゆき}梁行4間で礎石^{きだん}が配された本堂基壇が検出され、その上面からは焼け落ちた多量の瓦が一括出土している。出土瓦に刻まれた「報恩寺」、「明德四年」、「彦次郎」等の銘文は、明德四年(1393)の報恩寺再建に際し、大和国法隆寺等で瓦大工職として活躍した橘氏一族が、^{でじよく}出職として播磨国へ組織的に出張し、報恩寺の瓦を製作したことを示す。



報恩寺跡本堂基壇出土瓦

基壇出土瓦は、瓦の製作年代、製作者集団、およその葺き位置、堂宇の形、屋根が焼け落ちた時期を示す、極めて一括性が高い重要な資料である。また、瓦の銘文等に残る橘氏は、組織や動向、系譜が辿れる特筆すべき瓦大工であり、これらは、橘氏の大和から播磨への出職の事実と年代を具体的に示し、中世社会における瓦大工の出職の在り方や手工業者が職人へと展開する歴史を解明するうえでも貴重な資料である。

以上から、基壇から出土した遺物整理箱221箱分の瓦のうち、各種瓦の残存率が高い標準的資料、および銘文や文字、刻印が施されて製作者や年代など造瓦の在り方を明示する特徴的な瓦として、軒丸瓦^{のきまるがわら}15点、軒平瓦^{のきひらがわら}15点、丸瓦^{まるがわら}6点、平瓦^{ひらがわら}5点、隅軒丸瓦^{すみのきまるがわら}1点、隅軒平瓦^{すみのきひらがわら}3点、鳥衾瓦^{とりふすまがわら}2点、雁振瓦^{がんぶりがわら}2点、面戸瓦^{めんとがわら}3点、鬼瓦^{おにがわら}3点、龍頭瓦^{りゅうとうがわら}2点、銘文瓦^{めいぶんがわら}16点、文字瓦^{もじがわら}2点、刻印瓦^{こくいんがわら}12点の計87点を指定するものである。

7 さや状^{じょうしゅうきよく}褶曲 16 m² (天然記念物) (南あわじ市)

さや状褶曲は沈み込むプレートの運動によって変成岩ができるとき、加わる力の差により部分的に刀の鞘のような形をした同心円状の褶曲ができる現象である。沼島は兵庫県で唯一三波川変成岩類が露出する地域であり、特に海岸沿いに良好な露頭がある。

さや状褶曲をもつ岩体は、灰黒色の泥質成分を含む石英片岩からなり、石英、ザクロ石、白雲母、黒雲母、緑泥石、クサビ石、燐灰石を変成鉱物として含む。この岩体には7～8ヶ所でさや状褶曲を観察することができる。



さや状褶曲

形状は上下方向に扁平な同心円状の構造で長径は10 cm～40 cmを測る。海岸にあるため地層の露出状態が非常に良く、その構造を立体的に観察することができる。

このようにさや状褶曲を良好な状態で立体的に観察できる場所は国内において稀少であり、学術的、教育的価値が高いものである。

(画像資料) 住吉神社 (加西市)



本殿・拝殿全景



西本殿外観



東本殿詳細



本殿背面



拝殿外観



白鬚神社外観

(画像資料) 円教寺摩尼殿 (姫路市)



南面より見る



東面より見る



内陣



外陣

(画像資料) 桐唐草格子文様片身替小袖 (三木市)



桐唐草格子文様片身替小袖



桐唐草格子文様片身替小袖 2



背面



桐紋唐松散らし蒔絵箱

(画像資料) 鉦鼓 (篠山市)



全体図



表面



裏面



雲形状 吊り手 (左)



雲形状 吊り手 (右)



側面



銘文 (南無阿弥陀仏)

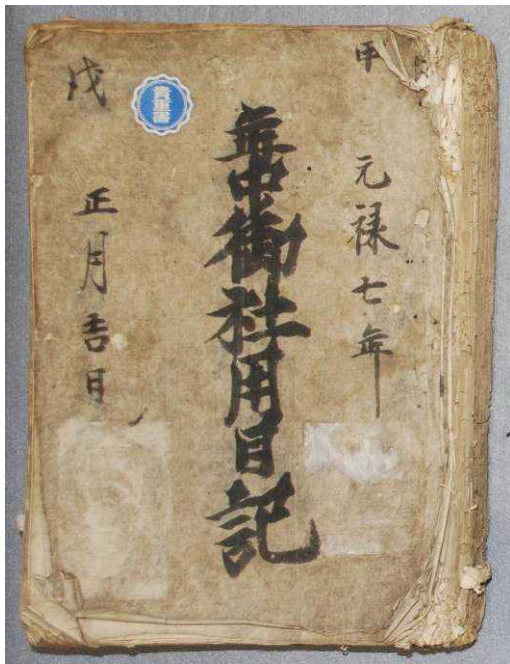


銘文 (正和参口口七月口日)

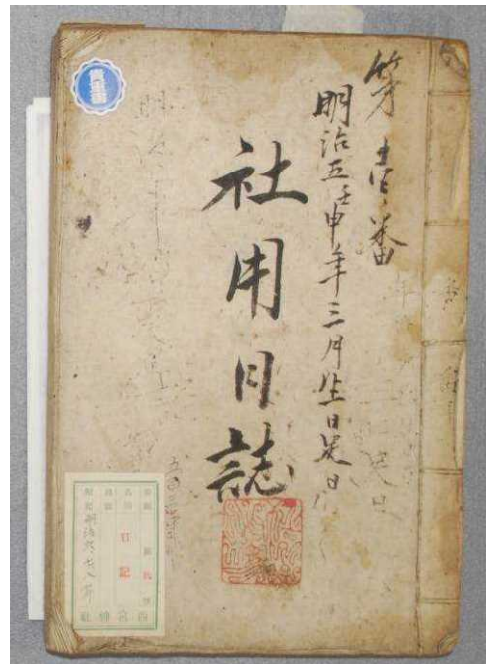
(画像資料) 西宮神社御社用日記 (西宮市)



西宮神社御社用日記



年中御社用日記 元禄 7 年正月朔日～12 月 28 日



社用日誌 明治 5 年 3 月 14 日～明治 8 年 6 月 17 日

(画像資料) 報恩寺跡本堂基壇出土瓦 (明石市)



報恩寺跡本堂基壇出土瓦



報恩寺跡本堂基壇出土鬼瓦



報恩寺跡本堂基壇出土軒瓦

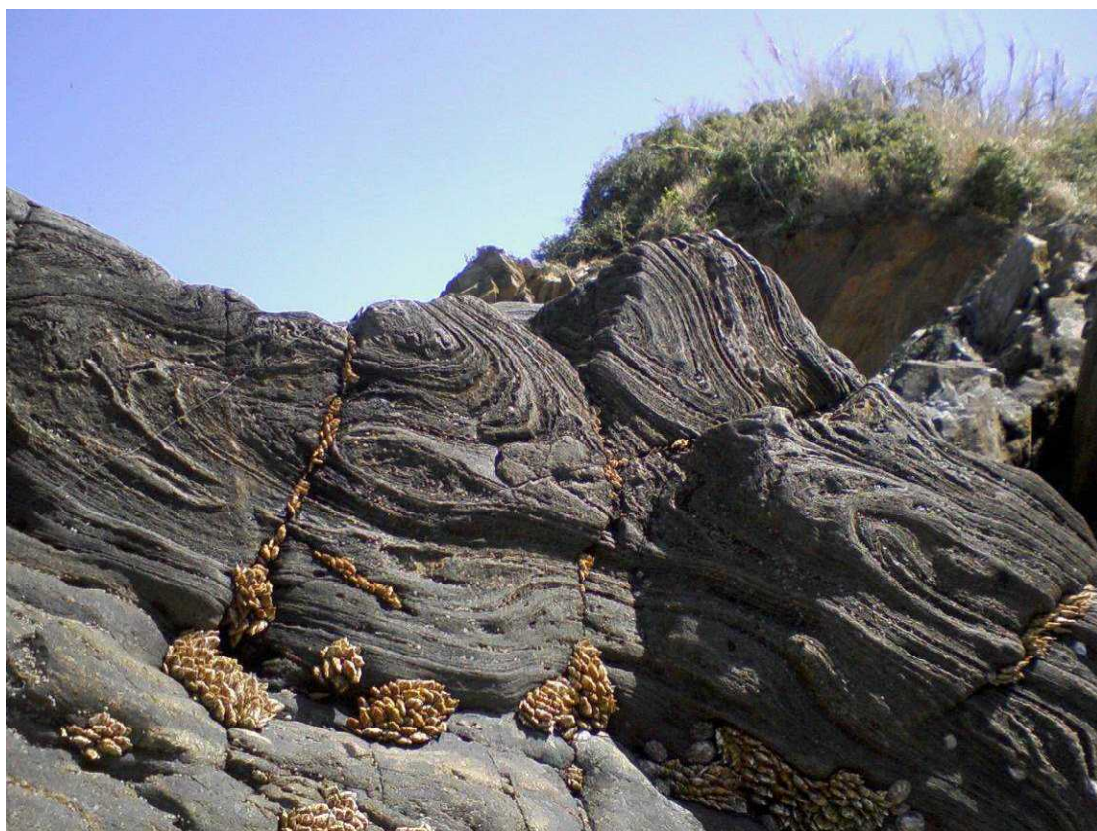


報恩寺跡本堂基壇出土銘文瓦

(画像資料) さや状褶曲 (南あわじ市)



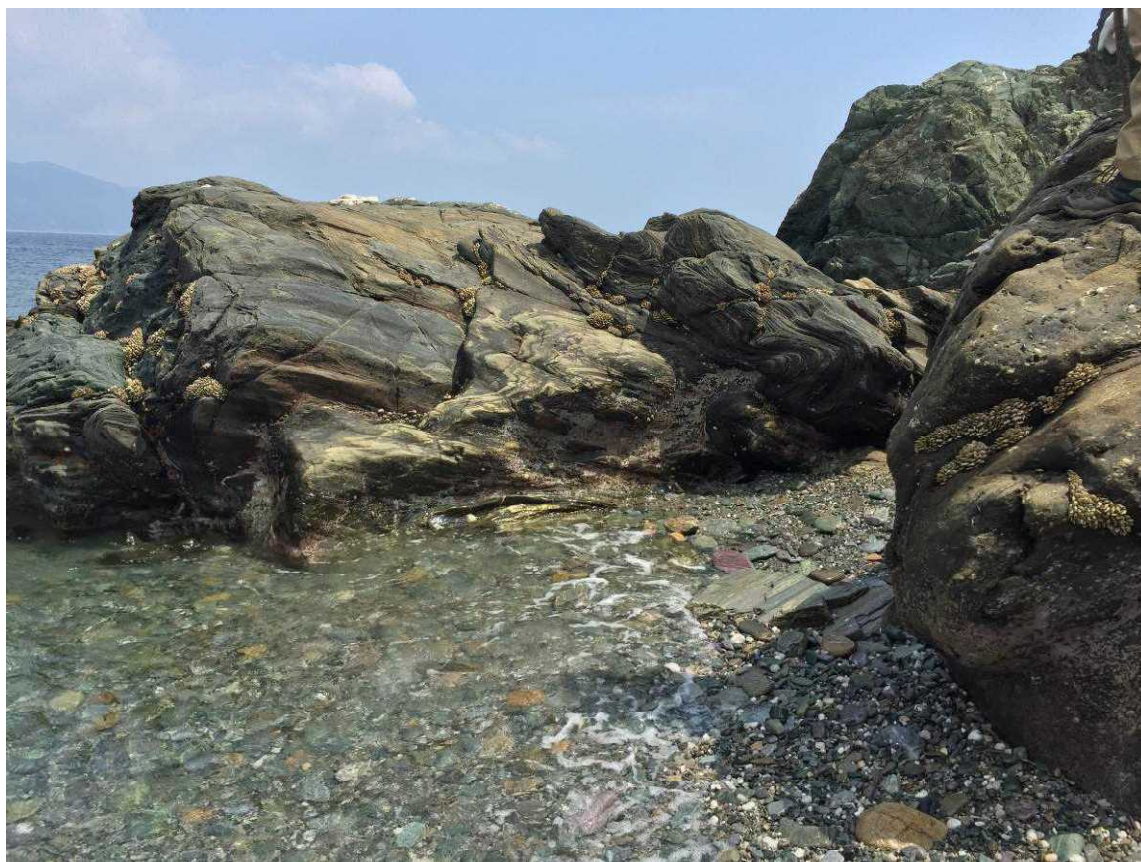
さや状褶曲のある海岸



さや状褶曲



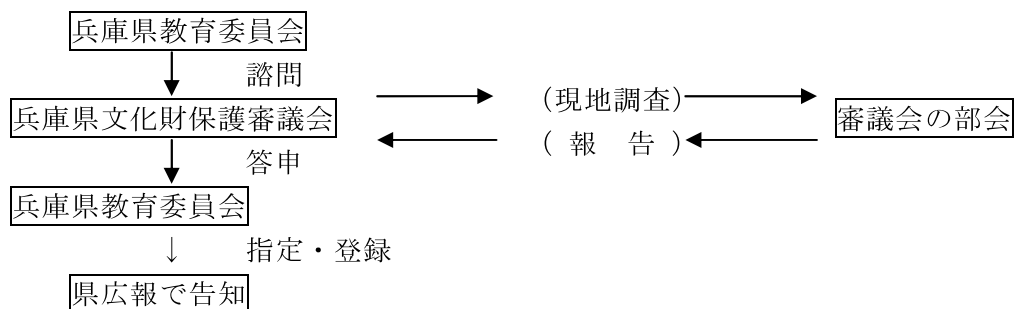
さや状褶曲 2



さや状褶曲のある岩体

【資料】指定・登録物件の概要

1 指定・登録の流れ



(重要有形文化財)

第4条 兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを兵庫県指定重要有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

(史跡名勝天然記念物)

第31条 県委員会は、県の区域内に存する記念物のうち、重要なものを兵庫県指定史跡名勝天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。

2 統計資料（今回の県指定関係分）

〈指 定〉

	現在の指定数	今回の指定数	累 計
建 造 物	2 0 4	2	2 0 6
工 芸 品	4 1	2	4 3
書跡・典籍・古文書	2 1	1	2 2
考古資料	1 0 9	1	1 1 0
天然記念物	1 1 7	1	1 1 8

3 語句説明

[指定物件]

住吉神社

○県社（けんしゃ）

近代社格の一つで、明治期から太平洋戦争終結までに使われた。官弊社、国弊社より下で、郷社より上の位置づけとなる。都道府県単位で由緒のある神社が指定されている傾向がある。

○切妻造（きりづまづくり）

切妻屋根（棟を頂点として二つの傾斜面が合わさって三角形をつくる屋根）をもった建物の形式。

○檜皮葺（ひわだぶき）

檜の皮（檜皮）を屋根葺材として葺いた屋根。

○棟札（むなふだ）

建物の新築、修理などをした際に、施主・施工者名・年月日・祈願文等を墨で書き付け、棟木等に打ち付ける、上部が駒形をした細長い板。

○住吉造（すみよしづくり）

神社本殿の一形式。切妻造、妻入で、相対的に直線形式。前半を外陣、後半を内陣にして内外陣前方に板扉を設け、正面に木階をかける。廻り縁、高欄、組物などがなく、木割は太い。棟には千木と鯉木を置く。

円教寺摩尼殿

○円教寺（えんぎょうじ）

康保3年（966）、性空上人開基と伝わる天台宗の古刹。別格本山。境内は史跡に指定されている。
国指定重要文化財：大講堂・常行堂・食堂・奥之院・金剛堂・鐘楼・寿量院・十妙院（8件13棟）
県指定重要有形文化財：石造笠塔婆・薬師堂・仁王門・本多家霊屋の（4件8棟）
市指定有形文化財：愛宕社本殿・摩尼殿（2件2棟）

○武田五一（たけだごいち）（1872－1938）

建築家、建築学者で「関西建築界の父」とも呼ばれる。京都帝国大学建築学科の教授などを務め、後進の育成にも尽力した。

○伊藤平左衛門（いとうへいざえもん）

伊藤家は、尾張藩作事方を務めた大工棟梁家で、代々当主が平左衛門を襲名。摩尼殿建立の時期は11代目伊藤平左衛門が当主を務めていた。11代が他に携わった建築として、出雲大社拝殿（島根県）、総持寺祖院（石川県）などがある。

○入母屋造（いりもやづくり）

寄棟と切妻の結合した屋根形式。

○本瓦葺（ほんがわらぶき）

丸瓦と平瓦を交互に組み合わせた葺き方。

○懸造（かけづくり）

山や崖にもたせかけたり、谷や川の上に突き出したりして建てること。床下部分の柱を崖地等の形状に合わせて延ばし、水平材である貫で固めた構造体で建物を支える構法。

○向唐破風造（むかいからはふづくり）

破風の一形式で、中央部がむくり、左右で反転して破風尻でほぼ水平になるものを唐破風といい、これが正面を向いているもの。

○向拝（ごはい）

礼拝のための場所として、社寺の本殿や本堂の正面に設けた張り出し部分。

桐唐草格子文様片身替小袖

○片身替（かたみがわり）

和服の布地や文様を、左右あるいは一幅ごとに替えて仕立てたもの。

※四つ替 両袖・上前・下前をそれぞれ色変わりに仕立てたもの。

○萌葱（もえぎ）

萌え出る葱の芽のような緑色。青みがかった色を「萌木」、黄みがかった色を「萌黄」とも書く。

○桐唐草文（きりからくさもん）

桐を唐草状に文様化したもの。

○別所長治（べっしょながはる）

安土桃山時代の武将。三木城主。羽柴秀吉の中国攻めに抗戦、2年間籠城ののち城兵らの助命を条件に自害した。

○加古弥七郎秀久（かこやしちろうひでひさ）

別所長治の家臣。三木合戦に敗れた後、秀吉から自分の家来になるように勧められた。秀久は「武士は二君に仕えず」と断り、別所氏の家臣としての忠誠を守ったと伝えられている。

○母衣（ほろ）

鎧の背につける幅広の布。流れ矢を防ぎ、また、旗指物の一種としても用いられた。平安時代には単に背に垂らし、時に下端を腰に結んだが、のちには竹籠を入れた袋状のものとなった。

○高台寺蒔絵（こうだいじまきえ）

高台寺所蔵の秀吉夫妻愛用の調度品等に施された蒔絵、および同系統のもの。桃山時代を代表する様式で秋草・菊桐文様を多く用いる。

鉦鼓

○紀年銘（きねんめい）

製作または使用の年時が記されている器物などの銘文。

西宮神社御社用日記

○願人（がん にん）

「願人」（がん にん）とは、西宮神社の支配下において、えびす神の姿が描かれた御札等を配り歩いた人々の呼称である。西宮神社は、寛文3年（1663）の四代将軍徳川家綱による社殿造営以降、その維持費として全国での絵像札配布権を幕府から認められており、願人がその活動を担っていた。

報恩寺跡本堂基壇出土瓦

○桁行（けたゆき）

小屋梁（屋根を支える骨組みのうち、最も下にある水平材）に直角な方向。屋根の大棟と平行な方向。梁間の対語。桁行5間とは桁行方向の長さが、柱間5つ分という意味。

○梁行（はりゆき）

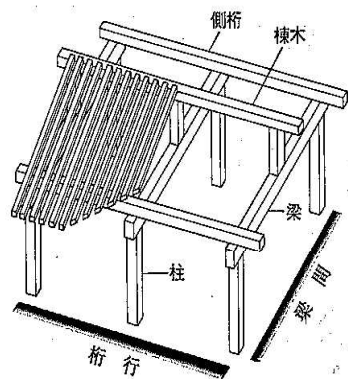
小屋梁と同じ方向。桁行の対語。長方形の建物なら短辺方向を指す場合が多い。梁間ともいう。

○基壇（きだん）

社寺や宮殿などの建造物の基部に築いた石造りや土造りの壇。

○彦次郎（ひこじろう）

大和国の法隆寺等で活躍する瓦大工の橘吉重（たちばなのよししげ）の幼名。橘吉重は製作した法隆寺等の多数の瓦や棟札に自身の名前や年齢等の銘文を簞書きで刻んでいるため、そこから組織



や系譜、動向が辿ることができる。吉重は康暦元年（1379）に生まれ、応永13年（1406）から寿王三郎と名乗り、永享2年（1430）にはユウアミと名を変えており、文安5年（1448）に71歳と記した瓦があることからこの頃に没したとされる。

○瓦大工職（かわらだいくしき）

中世において、瓦大工とは、瓦作りに必要な各種工程に携わる工人・技術者たちの統括者のことを指し、寺社から瓦大工職としてその地位や権限を与えられた。

○橘氏（たちばなし）

大和国西ノ京（現在の奈良市西ノ京）を本拠地として活動していた瓦大工。橘氏の造瓦活動は元亨3年（1323）の橘正重（たちばなのまさしげ）まで遡ることができ、その後、国重（くにしげ）、吉重、二代目吉重と続く。以後、吉重の名前は、慶長11年（1606）の「吉重」銘の記された平瓦まで引き継がれている。なお、「橘」姓は19世紀初頭頃まで受け継がれたことが指摘されている。

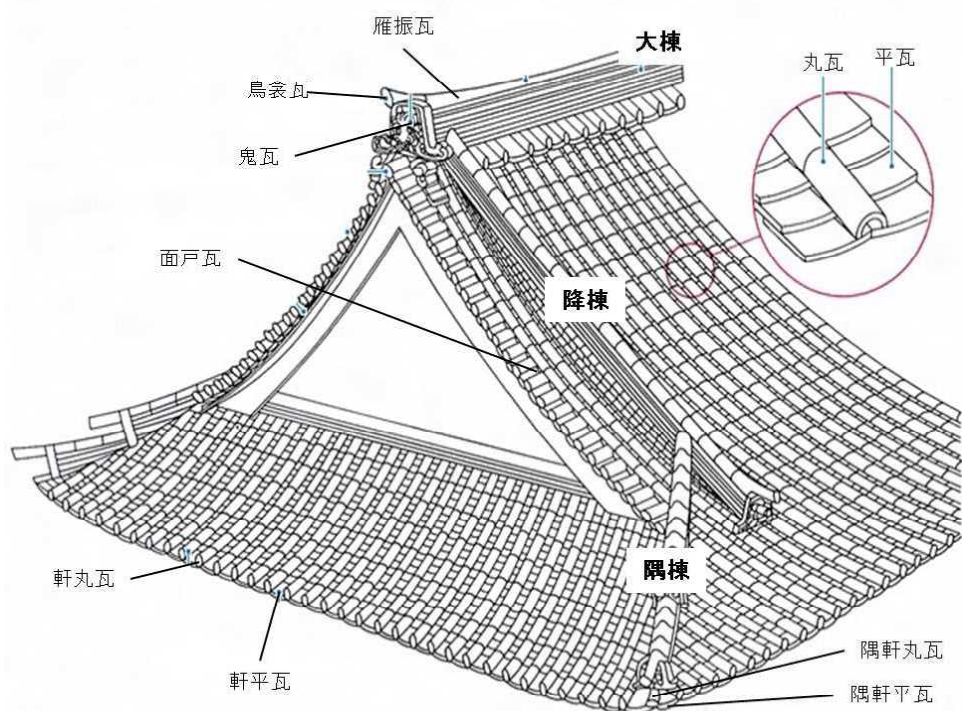
○出職（でじょく）

発注者のもとに出張して賃仕事を行う、手工業的生産における経営形態の一つ。

○職人（しょくにん）

一般的には手工的技術と道具をもって原料に加工し製品を生産する手工業者を指す。歴史的には必ずしもそうではなく、古代においては、豪族や貴族のために手工的生産を強制される社会的には隷属的地位に置かれていたが、中世には、顧客の注文によって自分の所持する道具で加工生産をして手間賃を得る賃仕事をするなど独立した手工業者として職人が誕生するが、領主による保護と統制を受けねばならなかった。またこの頃には、徒弟制的関係も徐々に育てられてきた。

○瓦の部位



○龍頭瓦（りゅうとうがわら）

龍の頭を立体的に造形した、降棟（くだりむね）の端を飾る瓦。

○銘文瓦（めいぶんかわら）

瓦の製作者が、製作内容や製作者名、製作年月日等を記した瓦のこと。報恩寺本堂基壇出土瓦ノ場合、瓦を焼成する前に篋書きで記される。

○文字瓦（もじがわら）

文字が記された瓦。

○刻印瓦（こくいんがわら）

瓦の製作者が、丸瓦や平瓦の端面（たんめん）に、約 1.5～2 cmの大きさの四菱文、三角文、菊花文の刻印を製作時に押捺し、各文様の陰文（いんもん）残る瓦。製作や使用に関連する記号とみられる。

さや状褶曲

○プレート

地球の表面をおおっている岩盤のこと。プレートは地球内部のマントルの動きによって、絶えず動いている。日本周辺では、海から太平洋プレートとフィリピン海プレートが、陸のプレートへ向かって沈みこんでいる。

○変成岩（へんせいがん）

変成作用をうけた岩石の総称。変成作用とは、岩石が熱や圧力によって、融けないまま別の岩石に変わること。

○三波川変成岩（さんばがわへんせいがん）

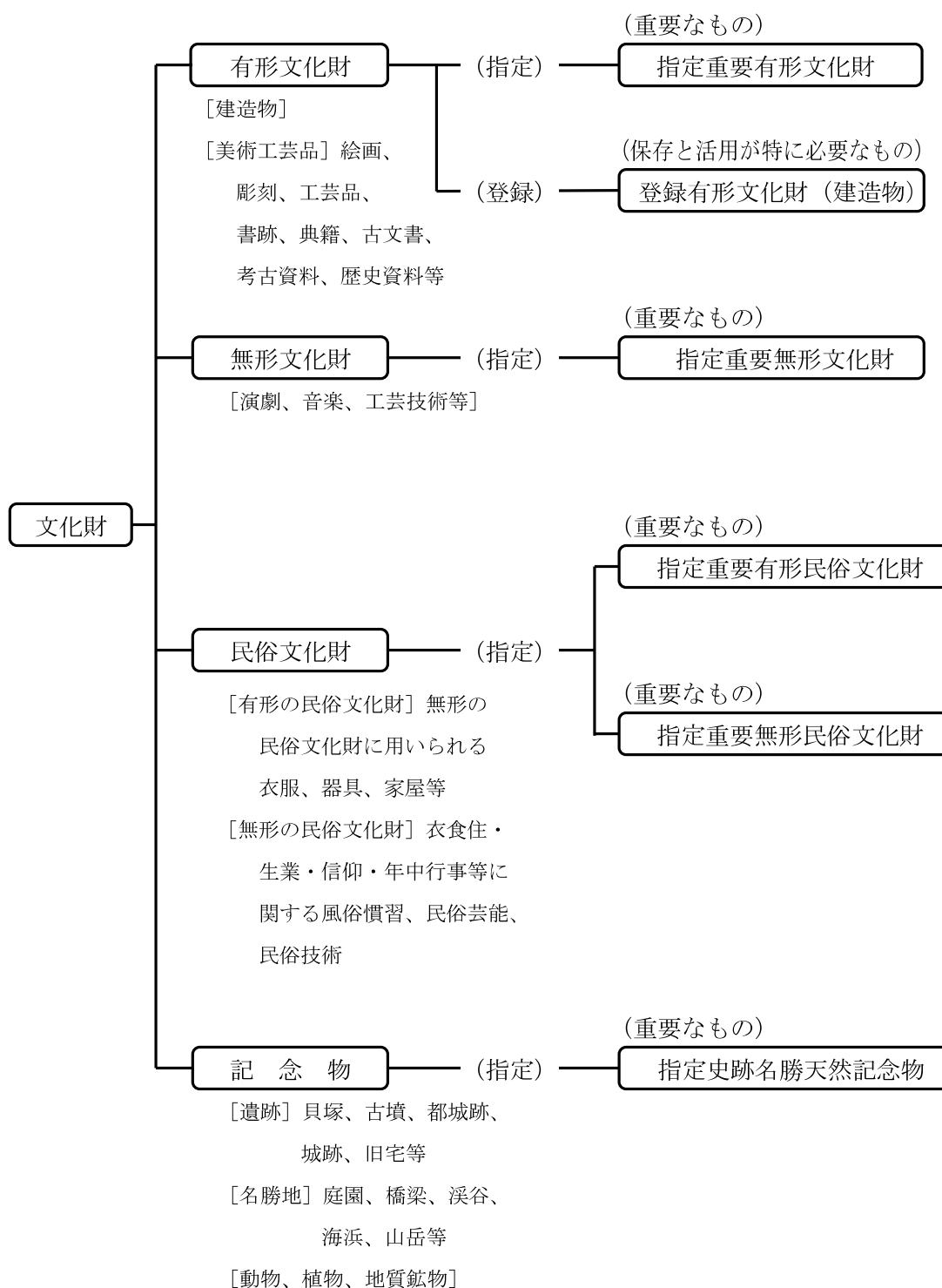
三波川変成帯にある岩石のこと。三波川変成帯とは、関東山地から、静岡県、紀伊半島、四国を通り九州までいたる広域の変成帯。群馬県藤岡市三波川で産出した「三波石」の研究が基となって、名付けられている。

○褶曲（しゅうきょく）

地層に力がかかったときに、曲がりくねったように変形すること。

県の文化財保護の体系

県の文化財の指定及び登録は、県教育委員会が兵庫県文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財を種類ごとに整理すると次のようになります。



県内指定・登録文化財件数

(平成29年3月2日現在)

区 分 地 域 種 別		国 指 定											県 指 定											合 計		
		神 戸	阪 神 南	阪 神 北	東 播 磨	北 播 磨	中 播 磨	西 播 磨	但 馬	丹 波	淡 路	計	神 戸	阪 神 南	阪 神 北	東 播 磨	北 播 磨	中 播 磨	西 播 磨	但 馬	丹 波	淡 路	計			
		(1) 23	8	9	(2) 7	(3) 20	(5) 20		6	10	5	0	(11) 108				36	26	26	31	9	22	18		14	206
有 形 文 化 財	建 造 物	(1) 50			(1) 6	(1) 6	5	4	3	1	0	(2) 101		0	1	2	9	1	5	5	21	5	2	51	(2) 152	
	絵 画					(1) 11		9	9	16	5	(1) 106		6	1	13	9	22	11	12	27	7	7	115	(1) 221	
	彫 刻		(2) 20			5	3	0	1	2	3	(2) 66		4	0	1	3	9	4	4	6	11	1	43	(2) 109	
	工 芸 品	(2) 19		(1) 6		3	1	1	2	0	2	0	43	3	2	0	1	3	2	0	8	2	1	22	(3) 65	
	書 跡・典 籍 古 文 書	(1) 14				0	0	2	0	2	0	3	47	0	11	10	36	16	6	11	11	4	5	110	(1) 157	
	考 古 資 料		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0	0	7		8
	歴 史 資 料	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	4	6	2 *
無 形 文 化 財		0	0	0	0	0	0	0	0	2 *	0	2 *														
民 俗 文 化 財	有 形	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0	7	3	1	4	0	0	5	4	5	3	3	28	35		
	無 形	1	0	0	0	2	0	1	1	0	2	7	2	0	2	2	5	7	4	12	4	2	40	47	12 *	
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	史 跡	6	4	6	5	3	(1) 6	7	6	5	4	(1) 52	2	0	5	4	9	11	28	21	7	4	91	(1) 143		
	名 勝	2	0	0	0	0	0	2	4	0	1	9	1	0	0	0	0	4	1	8	0	5	19	28		
	天 然 記 念 物	1	0	0	0	0	0	3	10	2	1	17	4	7	7	1	6	4	23	48	7	11	118	135		
重要文化の景観		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1													1	
重要伝統的建造物群保存地区		1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4													4	
選定保存技術		0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3													3	
合 計		(5) 162	(2) 95	(1) 48	(2) 32	(5) 50	(6) 50					(21) 588		45	33	80	91	98	91	102	191	68	55	854	(21) 1,442	
登録有形文化財 （ 建 造 物 ）		85	67	56	50	61	63	23	162	47	23	637	0	0	1	1	1	1	3	13	1	0	21	658		
登録有形文化財 （ 民 俗 ）		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1												1		
登 録 記 念 物 （ 名 勝 ）		2	0	0	1	1	1	0	0	0	0	5												5		

- ※ ()内は、国宝・特別史跡で内数。
 ※ 地域を定めないで指定を受けているコウノトリ、イヌワシ、オオサンショウウオ、ヤマネ、オオワシ、オジロワシ、マガン、コクガン、ヒシクイは含まない。
 ※ *付の数字は、記録作成の措置を講ずべきものとして選択された無形文化財、無形の民俗文化財の数を示す。
 ※ 告示日をもって指定・登録件数に数える。
 ※ 複数の市町に及び、管理者も複数にわたる物件は以下のとおりで、それぞれの市町で1件と数えている。
 なお、但馬御火浦は名勝と天然記念物それぞれで1件と数えている。
 ・国指定 史跡 赤松氏城跡 (上郡町・相生市・姫路市)
 ・国指定 名勝・天然記念物 但馬御火浦 (新温泉町・香美町)